



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

資本的支出

当組合は、共同販売事業を主事業として事業展開を行っていますが、この度、事務所の大規模な修繕を実施する予定です。修繕費として全額の損金算入の可否について教えてください。

Answer

【概要】

組合の建物の大規模な修繕を行った場合には、修繕費ではなく資本的支出とされる場合があります。資本的支出の定義は、法人税法施行令第132条に次のように定められています。

「内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもってするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの（そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額）は、その内国法人のその支出する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- 一 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- 二 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

したがって、資産の使用可能期間の延長や当該資産の価値を増加させる場合は、資本的支出となる事になります。また、修繕費と資本的支出の判断の基準については、下記の通達が発達されていますので参考にしてください。

「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。」(法基通7-8-1)

また、資本的支出と修繕費の判定困難な場合には、次の通達も参考にしてください。

〈形式基準による修繕費の判定〉

「一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができるものとする。

- (1) その金額が60万円に満たない場合
- (2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合」(法基通7-8-4)

〈資本的支出と修繕費の区分の特例〉

「一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額（7-8-3又は7-8-4の適用を受けるものを除く。）がある場合において、法人が、継続してその金額の30%相当額とその修理、改良等をした固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。」(法基通7-8-5)